

5 . 水利用の現状

5 - 1 水利用の現状

河川水の利用状況は、本川及び各支川において約15、000haに及ぶ耕地のかんがい
に利用され、また、大正9年に建設された軸丸発電所を始めとする10ヶ所の水力発電所
により総最大出力41,830kwの電力の供給が行われ、さらに工業用水として大分臨海
工業地帯等に、また、水道用水として大分市・三重町・竹田市・緒方町及び野津町で利用
されている。

1) 農業用水

大野川の上流域は傾斜した土地を河川が流下しているため、落差エネルギーの利用が
容易であったので早くから開発が進められた。中流域・下流域は河川の勾配が緩やかで、
落差エネルギーの利用が技術的に難しく水の利用が遅れたが、現在、中流域ではダムに
よる畑かん事業が進められ、下流域では大規模な昭和井路が完成して大規模かんがい
が行われている。

大野川水系特定水利使用調書（農水許可）(最大取水量)

河川名	水利用者	名称	取水量	かんがい面積
大野川等	荻柏原土地改良区	荻柏原かんがい用水	第1 1.808m ³ /s 第2 0.473m ³ /s 新藤川 0.070m ³ /s	554.505ha
大野川等	富士緒井路土地改良区	富士緒井路かんがい用水	2.199m ³ /s	399.200ha
緒方川等	明正土地改良区	明正土地改良区かんがい用水	2.105m ³ /s	717.940ha
大野川	昭和井路土地改良区	昭和井路用水	5.287m ³ /s	1561.590ha
大野川	大分県	大谷ダム	流水貯留	
十時川等	大分県	師田原ダム	1.409m ³ /s	1160.000ha
三重谷川等	大分県	石場ダム	1.094m ³ /s	948.000ha
中津無礼川	三重町土地改良区	轟井堰・久原揚水機	大津留 1.063m ³ /s	529.500ha
久住川	城原井路土地改良区	神田頭首工	1.251m ³ /s	350.000ha
大蘇川等	農林水産大臣	国営大野川上流土地改良事業	1.823m ³ /s	2480.000ha
計			18.582m ³ /s	8700.735ha

2) 発電用水

大野川は、豊富な流量に恵まれ、急峻な河川勾配を利用した水路式発電や農業用水路を利用した小水力発電が行われている。発電事業は大正9年5月に12,500KWの軸丸じくまる発電所が運用開始したのが最初で、現在、九州電力(株)の発電所5ヶ所、県営発電所1ヶ所、土地改良区による農業用水と共同取水による発電所3ヶ所及び農業用水に完全従属発電所1ヶ所、計10ヶ所の発電所により合計最大出力41,830KWの電力供給を行っている。

大野川水系発電所一覧表

発電所名	河川名	水利使用者	運用開始	最大出力 (KW)	県名	備考
笹川	久住川	九州電力(株)	T5	90	大分県	
宮砥	緒方川	"	S4	400	"	
竹田	大野川,稲葉川	"	S30	7,000	"	
軸丸	大野川	"	T9	12,500	"	
沈墮	大野川,平井川	"	T12	8,300	"	
大野川	大野川,三重川	大分県	S27	10,100	"	
富士緒井路	大野川,山崎川	富士緒井路 土地改良区	T3	380	"	
富士緒井路第二	" , "	"	S59	1,500	"	
大野原	十時川	大分県	S62	260	"	
長谷緒井路	奥岳川	長谷緒 土地改良区	H3	1,300	"	
計				41,830		

3) 都市用水

大分県の中心都市である大分市おおいたしは昭和39年に国から新産業都市に指定され、その中核となる大分・鶴崎臨海工業地帯には「鉄と石油」の二大基幹産業が立地し、それに伴う関連企業の進出と人口集中などにより、工業及び上水道用水の需要が増加しており、水利用への期待はきわめて大きい。現在の工業用水並びに上水道用水の利用状況は次表のとおりである。

工業用水・水道 利用状況

	河川名	水利使用者名	目的	取水量	摘要
1	大野川	住友化学(株)	工業用水	0.810m ³ /s	直轄管理区間
2	"	大分県	"	6.563	"
3	"	ユワキヤ醤油(株)	"	0.001	"
4	茜川	中央化学(株)	"	0.0018	指定区間
5	三重川	犬飼町長	"	0.002315	"
6	乙津川	鶴崎共同動力(株)	"	10.734	直轄管理区間
7	"	"	"	3.600	"
	計			21.7121	
1	大野川	大分市	上水道	0.694	直轄管理区間
2	"	三重町	"	0.064	指定区間
3	野津川	野津町	"	0.0568	"
4	緒方川	馬徳部簡易水道組合	"	0.0002	"
5	玉来川	竹田市	"	0.063	"
	計			0.878	

野津町水道は、野津ダム(大分県)による開発0.028m³/sを含む

4)内水面漁業

漁業法及び水産資源保護法その他漁業に関する法令と相まって、大分県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的として、内水面漁業調整規則を設けている。

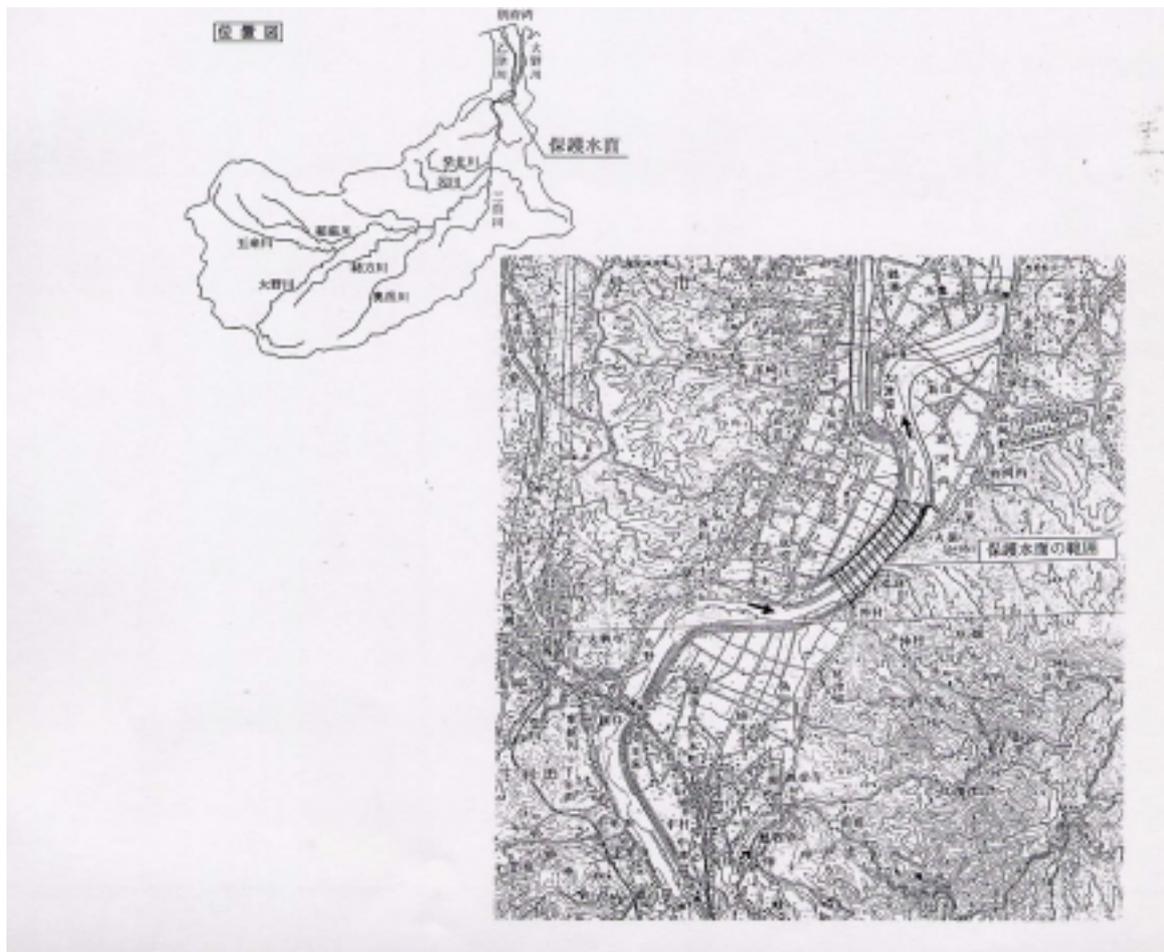
漁業権

大野川水系は、大部分が大分県に属し、上流の一部が熊本県、宮崎県である。大分県の内水面魚業は、現在、大野川漁業協同組合と鶴崎漁業協同組合の2つの漁業協同組合が設置されており、漁業権は大野川水系すべての本流、支川及び派流である。

主な魚種としては、アユ、コイ、フナ、ウナギ、オイカワ、ワカサギ、アマゴ等であり、放流事業として、アユ、コイ、ウナギ、オイカワ、ワカサギ、モクスガニの放流が行われている。

大野川の保護水面

水産資源保護法に基づく大分県内水面漁業調整規則（S.41.8.5 大分県規則第82号）によって、以下の範囲において保護水面が指定されており、9月1日から10月31日までとなっている。



5 - 2 湯水被害の概要

大野川水系の河川災害に関わる記述は、西暦1601年（慶長6年）までさかのぼることができるが、その殆どは洪水被害に対する記述であり、湯水被害についての記述は見当たらない。

最近における昭和42年，昭和43年，昭和53年，平成6年の湯水においても、河川流量等に関係する直接的な湯水被害はみられない。

大野川の既往湯水における被害状況

時 期	利 水	環 境	備 考
昭和53年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大野町の簡易水道（田中）において、下記の期間に給水制限を実施。 ・ 1/13～20 8日間 ・ 5/27～6/10 15日間 ・ 7/25～29 5日間 ・ 9/11～28 18日間 		（左記期間中の白滝橋取水後流況） <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月20日 = 21.85 m³/s ・ 6月10日 = 5.66 m³/s ・ 7月27日 = 8.30 m³/s ・ 9月25日 = 19.05 m³/s
平成6年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分市が7月15日に湯水対策本部を設置し、節水を市民に呼びかけた。 （給水制限には至らなかった） （大野町の簡易水道（田中）は、水源を増やしH.6は断水等、給水制限はない） 	8月上旬に、大野川支川野津川等において、アユが水温上昇によって死ぬ被害が出ている。	（左記期間中の白滝橋取水後流況） <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月15日 = 5.57 m³/s ・ 7月20日 = 4.43 m³/s ・ 8月4日 = 5.59 m³/s